

各種無料相談

日…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ

弁護士による法律相談 ※要事前予約

契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。
 日 ①14日(金)13時～15時30分
 ②28日(金)13時30分～16時30分
 定 ①5名②6名 (①②いずれも先着順)
 受・問 住民相談室 2213

司法書士による法律相談 ※要事前予約

相続、遺言などの不動産登記、会社の登記、債権整理、成年後見手続きなどの相談に応じます。
 日 6月17日(木)13時～15時
 定 4名(先着順、6月9日(木)まで予約受付)
 受・問 住民相談室 2213

行政相談

行政相談委員が、行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。
 日 18日(火)10時～12時
 受・問 住民相談室 2213

行政書士相談

会社設立、農地転用、各種許認可、相続、成年後見などの手続きの相談に応じます。
 日 19日(水)13時～16時
 受・問 住民相談室内 2213

住宅リフォーム相談 ※要事前予約

建築士が、住宅リフォーム対策の相談に応じます。
 受・問 住民相談室 2213

暴力団被害相談 ※要事前予約

上尾警察署員が、暴力団員等による不当な行為でお困りの方の相談に応じます。
 問 生活安全課 2283

女性相談 ※予約優先

専門の女性相談員が、DV・離婚問題や生活面の不安なことなど、女性の抱えるさまざまな悩み等を一緒に考え、解決する方法を探します。
 日 11日(火)・25日(火)10時～12時、13時～14時
 ※相談は1人50分
 受・問 人権推進課 2241

児童相談

相談員が、子どものしつけや生活の相談に応じます。
 日 21日(金)10時～15時
 場・問 伊奈町子育て支援センター
 728-3482

税の相談 ※要事前予約

税理士会上尾支部税理士が、相続税・贈与税などの相談に応じます。
 日 27日(木)10時～12時、13時～15時
 受・問 税務課 2152

創業相談

開業・独立を検討している方や、将来起業(創業)を考えている方の相談に応じます。
 日 8時30分～17時15分(土日祝日休)
 場 伊奈町商工会館
 問 伊奈町商工会 722-3751

消費生活相談

消費生活相談員が、消費者契約トラブルなどの電話相談に応じます。「自宅を無料で点検する」といったチラシや身に覚えのない請求など「おかしい」と思ったらご相談ください。
 日 月～木曜日10時～12時、13時～15時(祝日除く)
 相談電話番号(局番なし) 188
 問 元気まちづくり課 2234

結婚相談

相談員が、結婚を希望する方の相談に応じます。
 日 16日(日)9時30分～11時30分
 場 ふれあい福祉センター相談室兼点検室
 問 伊奈町社会福祉協議会
 722-9990

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷いや困りごとの相談に応じます。
 日 12日(水)・26日(水)9時～12時
 場 ふれあい福祉センター相談室
 問 伊奈町社会福祉協議会
 722-9990

地域包括支援センター土曜日相談

高齢の方の介護・福祉・健康・生活などの相談に応じます。平日の通常相談とあわせてご利用ください。
 日 8日(土)10時～14時
 問 伊奈町地域包括支援センター
 720-5656

振り込め詐欺

上尾警察署管内(令和3年1～3月)

発生状況 **17件 約2,127万円**
(うち、伊奈町内発生件数 2件 約190万円)

振り込め詐欺の撲滅をめざして!

あなたを騙す振り込め詐欺の3大キープレーズ

会話の中で
 この言葉が出たら
 要注意!
 ▶ 携帯の番号が変わったよ
 ▶ 風邪をひいて声が変わったよ
 ▶ またあとで連絡するから。
 携帯番号は…
 「おかしい?」と思ったら
 「110番通報」または上尾警察署
 773-0110に通報しましょう。
 上尾警察署・上尾地方防犯協会

くらしの相談室

※要事前予約
 まちの法律家「行政書士」による、遺言・相続・離婚・成年後見等の相談会です。
 日 16日(日)9時～12時
 定 3名(先着順)
 受・問 ゆめくる 724-0717

憲法記念日法律相談会

埼玉弁護士会では、民事・家事・刑事等の法律相談会を開催します。
 日 8日(土)13時～16時(受付は15時30分まで)
 相談電話番号 837-2520
 問 埼玉弁護士会法律相談センター
 710-5666

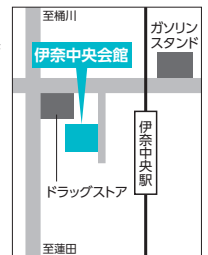
関東財務局にご相談を!

金融取引や多重債務に関するトラブルの相談に応じます。
 ・詐欺的な投資勧誘に関する相談
 613-3952
 ・電子マネー詐欺相談(架空請求等)
 600-1152
 ・多重債務相談(借金返済等)
 600-1113
 ・新型コロナに関する金融相談
 615-1779

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、特設人権相談所を開設します。生活上のもめごと、トラブルや悩みなどの相談に応じます。

人権相談
 日 19日(水)10～15時
 場 伊奈中央会館
 特設人権相談
 日 6月5日(土)
 9時～12時
 伊奈中央会館
 場 人権推進課
 2241



3月中の町内交通事故

※()内は、令和3年1月～3月の累計

発生件数59件(152件)
 人身事故10件(18件)
 物損事故49件(134件)
 死者0人(0人)
 負傷者10人(18人)
 ※件数・人数は暫定数

自転車も
 スローガン
 のれば車の
 なかまいる

国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免

☎ 保険医療課 2173

町の国民健康保険では、加入者の方の失業や疾病などにより収入が著しく減少し、利用しうる資産や能力の活用または親族からの支援の要請等を行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関等での自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請していただくことで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

対 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費*とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額がその世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下の世帯で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の場合に減免等を受けることができます。

*基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

○国民健康保険税の減免（表1）

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
// 100分の105を超え100分の110以下	70%
// 100分の110を超え100分の120以下	50%
// 100分の120を超え100分の130以下	30%

○国民健康保険の一部負担金の減免等（表2）

実収入金額の3か月間の平均金額	減免等の区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
// 100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

○このほか、火災や床上浸水などの災害により資産に重大な損害を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

*減免等を受けるには申請が必要になります。必要な書類や手続きについては、保険医療課にお問い合わせください。

タブレット端末を使った遠隔通訳サービスが始まりました！

役場庁舎で、日本手話と外国語に対応した遠隔通訳サービスが利用できるようになりました。手話や外国語を使う方が来庁した際に、タブレットのテレビ電話でつながった通訳者が、職員との会話を通訳することで、よりスムーズにわかりやすく相談や手続きを行うことができます。

対応言語（利用時間）

- 日本手話・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語（平日8時30分～17時15分）
- タイ語・ロシア語・ベトナム語・フランス語・タガログ語・インドネシア語・ネパール語・ヒンディー語（平日9時～17時15分）

利用場所

伊奈町役場庁舎内の各課窓口

☎ 福祉課 2121

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。外国人の方も受給できます。ただし、次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けられるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額

重度の場合 1人につき月額52,500円

中度の場合 1人につき月額34,970円

*手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当に該当すると思われる場合は、福祉課にご相談ください。ただし、所得制限があります。また、受給要件に変更（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）があった場合は、お申し出ください。

☎ 福祉課 2122